

九
工

平成27年(ラ許)第197号

執行異議の却下決定に対する執行抗告却下決定に対する執行抗告事件



抗 告 許 可 申 立 理 由 書

平成27年7月16日

大阪高等裁判所民事部 御中

申立人 吉田 益



申立人の申立理由は下記のとおりである。

第1 はじめに

本件は、平成27年3月18日和歌山地方裁判所で、平成26年(ワ)第194号 損害賠償等請求本訴事件、平成26年(ワ)第305号 損害賠償等請求反訴事件の、110万円の仮執行付き判決の言渡があったことから始まった。

申立人は、この判決に対して、平成27年3月30日に、控訴状を提出して、大阪高等裁判所に控訴を行っている。これに対して、相手方は、平成27年3月31日に和歌山地方裁判所執行官室に当該判決による仮執行として、動産執行の強制執行を申立てた。

この申立により、平成27年4月7日、申立人の事務所兼自宅で、動産執行の強制執行が行われた。この動産執行の対象については、相手方が、申立人の事務所兼自宅の動産のうちから、サーバーコンピューター6台とクライアントコンピューター(PC)2台、テーブル1台、椅子2脚、PC用ディスプレイ1台、パソコンラック1式を執行官に指定して、差し押さえさせた。

なお、差押さえられたコンピューターは、申立人のすべてのコンピューターであり、その時点で、インターネットへの接続環境も消失した。

申立人は、電気通信事業者であり、インターネットを使った電気通信事業と電気通信事業に付随して、ホームページ制作等のコンピューターに関する事業を行っており、この差押えにおいて、事業が完全に停止し、生活においても支障が生じるとして。執行を担当した和歌山地方裁判所執行官 井村太一に対して、民事執行法第131条の差押禁止動産に該当するとして抗議を行ったが、和歌山地方裁判所民事部に執行異議申立を行ってくれということで、差押えは続行し、平成27年4月10日、和歌山地方裁判所民事部に執行官の処分に対する執行異議申立を行った。執行の状況から、動産の価値を限りなくおとしめた形態(コンピュータについては、専用電源コードなどは差押えずにハードディスクを外した本体のみの差押であった。)で、差押を行っており、申立人の事業を妨害するのが目的の動産執行であったのは、明らかであった。

しかし、平成27年4月24日、和歌山地方裁判所は、執行官の処分に対する執行異議申立事件に対する決定では、申立人が、電気通信事業及び、電気通信事業のコンテンツ制作で生計を立てていることを認めてはいるが、電気通信事業は、VPS(レンタルサーバーの一種)を使えば、行えるとして申立を却下した。

申立人に対して、たまたま支援者が現れ、ノート型 PC の貸与を受けることができたため、かろうじて、インターネットの接続環境は確保でき、裁判等の書類作成の手段も確保でき、手元に残されたハードディスクから、通常行われない特殊な方法で、VPS にデータを転送することが可能となつたのであり、差押えの状態では、コンピュータ自体、1台もないのに、自力でハードディスクから、VPS にデータを転送することは不可能であった。

また、その時点では、VPS の契約も行っておらず、VPS にて、電気通信サービスの一部が行えるという見通しであつただけである。

それにも関わらず、このような決定を行つたので、大阪高等裁判所に対して執行抗告を行つた。

それに対して、和歌山地方裁判所は、民事執行法10条第5項により、この執行抗告を却下した。

申立人は、民事執行法第10条第8項に基いて再度、大阪高等裁判所に対して執行抗告を行つたが、大阪高等裁判所は、民事執行法第10条第5項に従い却下した和歌山地方裁判所の執行

抗告の原決定は相当であるとして、棄却した。

しかしながら、申立人は、和歌山地方裁判所の出した執行異議の決定は、民事訴訟法131条の解釈を誤っているので、その解釈についての抗告許可を申立てた。

なお、本差押え品については、相手方が競り売りで落札している。動産の価値を限りなくおとしめた形態で差し押されたのは、競り売りで競争者が現れて、落札される、抗告人に再びなんらかの形で還ることを恐れたためであるのは明白である。そのため、競争者が現れたので、評価額の3倍の価格で相手方が落札している。

2. 民事訴訟法131条の解釈について

民事訴訟法第131条は、差押禁止動産について、規定したものである。

この差押禁止動産として規定された主な動産は、債務者等の生活に欠くことができないもの、職業の維持に必要なもの、債務者の専用物であるもの等である。

そして、差押禁止動産に当たるかどうかは、執行官が職権で、審査・判断する。そのため、執行官の職能によって、差押禁止物件の対象が、左右され、同じ動産においても、執行官により、判断が異なることが生じてくる。そのため、結果的に地方裁判所間で、差押禁止物件の対象の判断が異なるということが生じている。これは、民事訴訟法が今から、約36年前の昭和54年（1979年）に成立された法律であり、そのとき、第131条で、生活に欠くことのできないものとして規定されたものであるため、この約36年の間の技術の進歩等、ライフスタイルの変化で、今の生活に欠くことのできないものとの差が、非常に大きいためである。

特に、コンピューターについては、当時は、テレビゲームですら、一般家庭に普及していなかった時代なので、当時の感覚からすれば、コンピューターは、生活に欠くことができないものであるはずがなかった。しかし、年数が経つとともに、コンピューターを使って文書を作成することが一般的になり、平成7年ごろから、インターネットが普及した後、徐々に、銀行取引、商品売買などが、家庭のコンピューターで行えるようになり、また、安価な通信手段として電子メールも家庭のコンピューターを通じて、受発信されており、今では、コンピューターは、生活に欠くことができないもの

となっている。つまり、現代社会においてコンピューター(PC)は、民事執行法第131条第1項における衣服、家具、台所用品、畳及び建具と同様の生活に欠くことのできないものとなっている。このため、執行官によっては、台数をどれぐらい認めるかという問題はあるが、少なくとも1台のコンピューター(PC)は、生活に欠くことができないものとして、差押禁止動産として判断する地方裁判所も多い。しかし、和歌山地方裁判所では、申立人所有のコンピューターについては、1台たりとも差押禁止動産とは認めなかった。つまり、民事訴訟法131条第1項の解釈について、地方裁判所間で解釈の違いが存在する。つまり、強制執行を受ける債務者間でも、地方裁判所によって不公平が生じている。これは、法令解釈上、重要な事項と言わざる得ない。

また、通常の家庭用コンピューターとして使うクライアントコンピューター2台に加えて、サーバーコンピューター6台とテーブル1台、椅子2脚についても、申立人は、職業の維持に必要なものとして、和歌山地方裁判所に、執行異議を申立てたが、和歌山地方裁判所には、当方は電気通信事業者であるが、電気通信事業は、VPS(レンタルサーバーの一種)を使えば行えるとして却下された。しかし、強制執行で、申立人は、すべてのコンピューターを差押えられたので、VPSにデータを転送する手段を持ち得ないので、電気通信事業を続行するのは、不可能である。たまたま、申立人のサービスを利用していた利用者から、サービス停止について、問い合わせが来たので、すべてのコンピューターが差押えられたというのがわかり、その利用者の善意から、ノート型PCを借りることができたため、VPSにデータを転送する手段を持ちあわせることができたのであって、このような偶然がなければ、申立人はVPSを使って、電気通信事業を行うことは不可能であった。つまり、VPSで電気通信事業を行うとしても、最低1台のクライアントコンピューターが必要であった。そのため、和歌山地方裁判所は、民事訴訟法131条第6項に対して誤った解釈を行っているのは明白である。これは、昨今の技術革新により、電気通信事業でのサービスが多種多様化したため、裁判官が誤解釈が起こしやすいという背景があるのかもしれないが、これも、法令解釈上、重要な事項と言わざる得ない。

3. 結論

上記の通り、民事訴訟法131条第1項、第6項より、少なくとも、1台のクライアントコンピューターは、差押禁止動産とすべきであるので、原決定を破棄して、和歌山地方裁判所 執行官 井村太一の処分の決定を求めるのは妥当であるので、井村太一の処分を求める抗告は許可されるべきである。

附 屬 書 類

1. 平成26年(ワ)第194号損害賠償等請求本訴事件、平成26年(ワ)第305号損害賠償等請求反訴事件判決正本
写し
2. 強制執行申立書(相手方作成)
写し
3. 差押調書正本(和歌山地方裁判所作成)
写し
4. 執行異議申立書(申立人作成)
写し
5. 電気通信事業者届出書(総務省近畿総合通信局作成)
写し
6. 申立補充書(申立人作成)
写し
7. 意見書(相手方作成)
写し
8. 反論書(申立人作成)
写し
9. 平成27年(ヲ)第35号 執行官処分に対する執行異議申立事件決定正本
(和歌山地方裁判所作成)
写し
10. 執行抗告状(申立人作成)
写し
11. 競り売り調書正本(和歌山地方裁判所作成)
写し
12. 平成27年(ソラ)第5002号 執行官処分に対する執行異議の却下決定に対する執行抗告事件決定正本(和歌山地方裁判所作成)
写し
13. 執行抗告状(申立人作成)
写し
14. 執行抗告理由書(申立人作成)
写し
15. 平成27年(ラ)第689号 執行官処分に対する執行異議の却下決定に対する執行抗告却下決定に対する執行抗告事件決定正本(大阪高等裁判所作成)
写し